

2024年2月19日

各 位.

> 株式会社 平和堂 会社名

代表者名 代表取締役社長執行役員CEO 平松 正嗣

コード番号 8276 (東証 プライム)

執行役員財務部長 和田 哲政 問合せ先

TEL 0749-23-3111 (代表)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記の通り決議いたしましたので、 以下の通りお知らせいたします。

記

1. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)

売出株式の (1)当社普诵株式 [2,706,200]株 類及び数

(2)売 出人及び 株式会社三菱UFJ銀行 [878, 100]株 売出株式数 株式会社三井住友銀行 [626, 600]株 損害保険ジャパン株式会社 [608,700]株 三井住友信託銀行株式会社 [494,800]株

三菱UFJ信託銀行株式会社 [98,000]株

未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規 (3)売 出 格 価 則第25条に規定される方式により、2024年2月28日(水) から 2024 年 3 月 4 日 (月) までの間のいずれかの日 (以下、 「売出価格等決定日」という。) の株式会社東京証券取引所に おける当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日 に先立つ直近日の終値) に 0.90~1.00 を乗じた価格 (1円未 満端数切捨て)を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定

する。)

- (4)売出しとし、大和証券株式会社、野村證券株式会社、三菱UFJ 売 出 方 法 モルガン・スタンレー株式会社及び SMBC 日興証券株式会社(以 下、「引受人」と総称する。) に全株式を買取引受けさせる。 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売 出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額 とする。
- (5)申 认 期 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業 間 日後の日まで。
- (6) 渡 期 日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7)申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9)売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役社 長執行役員CEO 平松 正嗣に一任する。

- 2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>2. を参照のこと。)
 - (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 [405,800]株 種 類 及 び 数 なお、上記の売出株式数は上限を示したものであり、需要状況 等により減少し、又は本株式売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。
 - (2) 壳 出 人 大和証券株式会社
 - (3) 売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人 の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額と する。)
 - (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、大 和証券株式会社が当社株主より [405,800] 株を上限として借 受ける当社普通株式について売出しを行う。
 - (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
 - (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
 - (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
 - (8) 申込株数単位 100株
 - (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役社 長執行役員CEO 平松 正嗣に一任する。

くご参考>

1. 売出しの目的

今回の株式売出しは、投資家の皆様に当社への理解をより一層深めていただくとともに、株式分布状況の改善及び流動性の向上を目指すものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2.当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1.当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、[405,800]株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2024 年 3 月 26 日 (火) までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる 売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行 う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する 場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から 2024 年 3 月 26 日 (火) までの間 (以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け (以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行います。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、当社株主である[夏原商事合同会社、株式会社 滋賀銀行、株式会社ピース&グリーン及び平和観光開発株式会社]は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であって もその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上